

地域主権型道州制における 新たな税財政制度

金坂 成通 *Shigemichi Kanasaka*

(株)PHP総合研究所 政治経済研究センター研究員

Talking Points

1. 弊社は「地域主権」の先に道州制ありとの観点から「地域主権型道州制」を構想してきた。本稿では、2010年2月に刊行した『地域主権型道州制～国民への報告書』で提起した新たな税財政制度の概要について紹介する。
2. 地域主権型道州制では、国・道州・基礎自治体の新たな役割分担を決定し、それに応じた税源を確保することにより、各地域の財政的な自立性を確保する。そのために消費税を地方の基幹税とし、さらに「共同財源」の創設により地域格差に対応する。
3. 国と地方の役割を大転換すれば、国と地方の歳出割合は「40:60」から「15:85」に激変する。地方の「85」のうち「34」を道州が担い、「51」を住民に身近な基礎自治体が担うことになる。地域主権型道州制においては、基礎自治体が行政の中心的な役割を担い、基礎自治体中心主義が実現される。
4. 税財政の制度設計において、道州制の導入時をイメージした2案（歳出充足型・歳入補完型）と定着時を想定した2案（財源保障型・完全自立型）を提示した。また、共同財源の配分方法と道州間の格差についても検討した。
5. 税財政の大胆な組み換えを行っても、フローの面からは持続可能な制度設計とすることができる。民主党政権の地域主権改革では税源移譲について未だ踏み込んだ検討は行われていない。本案をひとつの手がかりとして議論が進むことを期待したい。

株式会社 PHP総合研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町21番地

Tel. 03-3239-6222 Fax. 03-3239-6273

E-mail: think2@php.co.jp

1. はじめに

民主党は昨年の衆議院選挙マニフェストにおいて「地域主権」の原則を掲げ、政権を担ってからは「地域主権」を一丁目一番地の政策と位置づけている。これに先立ち弊社は、地域主権の先に道州制ありとの観点から「地域主権型道州制」を構想してきた。そして、2010年2月にこれまでの研究の集大成として『地域主権型道州制～国民への報告書』¹を刊行した。そこでは、地域主権型道州制における「基本法」「税財政」「区割り」の独自案をまとめている。本稿ではこのうち新たな税財政制度の概要について紹介し、政府がこの夏にも取りまとめる地域主権戦略大綱に対して問題提起を行いたい。

2. 税財政の制度設計の基本的考え方

地域主権型道州制においては、国・道州・基礎自治体の役割分担を、従来の融合・重複型から分離・分割型に改めることを基本的な方向とする。それによって国の直接間接の関与を廃し、透明性や効率性が担保された地域政府の主体的なガバナンスを可能とする。

この考え方にそって、税財政制度の設計にあたっては、国・道州・基礎自治体がそれぞれの役割（権限）を遂行するに足る固有の財源を持つことを原則とする。役割分担に基づく歳出と税財源を可能な限り一致させることが、財政的な自立性を確保するためには極めて重要である。

それでは、国・道州・基礎自治体の果たすべき役割とは何か。2008年3月にまとめられた『道州制ビジョン懇談会中間報告』では、国・道州・基礎自治体の役割分担が一部の保留項目を除いて概ね整理されている。それは、従来に比べて国の役割を大幅に縮小し、道州や基礎自治体の役割が充実強化されるものである。私たちの検討もこれに沿って行った。

歳入の面では、役割が拡大する道州と基礎自治体の財源に対しては、地域間格差の縮小の観点から考えると、

地域間の偏在性が小さい消費税を地域の基幹的な財源とすることが望ましい。しかしそれでも、地域間の税源偏在はなお存在する。そのため、地域間の「財政調整」、もしくは、ナショナルミニマムを確保するための「財源保障」を担う「共同財源」を、公共サービスを行うための「第4の財布」として創設することが妥当と考えられる。

また、近い将来に起こりうる消費税の増税や法人税の見直しなど、根本的な税制改革も検討すべき重要課題ではあるが、ここでは増源税シナリオは想定せずに、現行税制に中立的な立場で検討を行った。

3. 新たな役割分担に基づく歳出規模

税財政制度を検討する上での前提となる、国・道州・基礎自治体の役割分担については、ビジョン懇談会中間報告の役割分担を踏襲した。ここでは、国、道州、基礎自治体の役割を、国は国家戦略など、道州は広域にわたる行政や道州内調整など、基礎自治体は地域に密着した対人サービスなどの行政分野と整理している。

ただし、中間報告では年金・医療保険・生活保護・警察の役割については保留しているため、本案では年金は国、医療保険・生活保護・警察は道州の役割と決定した。

以上を表にまとめると表1（次項）のようになる。

具体的に、それぞれの役割に応じた歳出額を算出するためには、各歳出項目の役割ごとに、国・道州・基礎自治体で分類しなおす必要がある。そこで、歳出項目を①議会、②外交・安全・国防、③国土計画・土地利用、④交通・社会資本整備、⑤経済・労働政策、⑥福祉・保健・環境、⑦教育・科学・文化、⑧その他の8項目に分類した²。さらに、現行の行政分野別の歳出を、新たな役割分担に基づき国・都道府県・基礎自治体に配分した³。それら行政分野別に分解した歳出を、国・道州・基礎自治体の役割にそって集計し、まとめて図示したものが図1である。

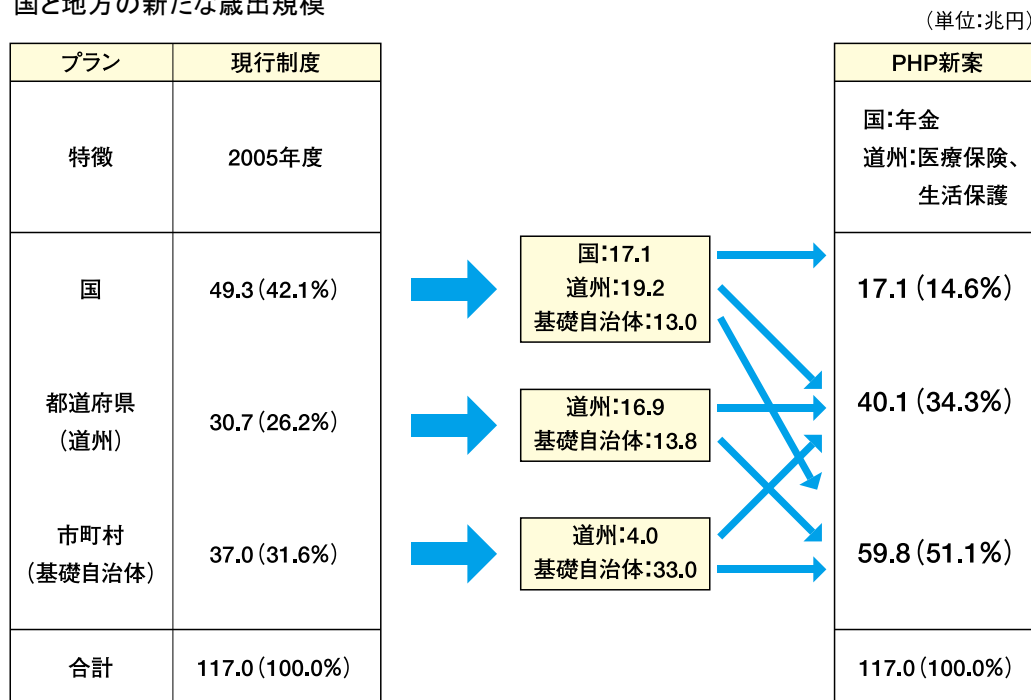
1. PHP 総合研究所（編）『地域主権型道州制～国民への報告書』2010年2月、PHP 研究所（<http://research.php.co.jp/devolution/>）
 2. ただし、国・道州・基礎自治体の重複となりうる歳出は、歳出規模を正確に把握できなくなることから、データから削除している。例えば、国の一般会計歳出決算目的別分類における地方財政費がある。国では地方財政費として歳出項目となるが、都道府県・基礎自治体では地方交付税などの歳入項目となる。よって国の地方財政費を歳出から除外している。また、公債費は長期債務返済と関連することから、ここで道州制移行後の歳出配分を検討する段階では検討対象から外した。
 3. 行政分野別歳出の詳細データは『地域主権型道州制～国民への報告書』p.37を参照されたい。

表1 ビジョン懇中間報告に基づく役割分担の一覧

	国	道州	基礎自治体
役割	国際社会における国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定	基礎自治体の範囲を越えた広域にわたる行政、道州の事務に関する規格基準の設定、区域内の基礎自治体の財政格差などの調整	地域に密着した対人サービスなどの行政分野
国防・外交・安全	外交・国際協調、国家安全保障、治安、移民政策、大規模災害対策	危機管理、警察治安、災害復旧	住民の安全安心、消防、救急
国土計画・土地利用		地域の土地生産力の拡大（林野・農地の維持）	
交通・社会資本整備	-	広域の公共事業（大型河川、広域道路、空港港湾の整備・維持、通信基盤、生活環境整備など）、電波管理、情報の受信機能、公共施設規格の策定	公園、都市計画、街路、住宅、下水道
経済・労働政策	通貨の発行管理及び金利、通商政策、資源エネルギー政策、国の財政、市場競争の確保、財産権の保障	経済・産業の振興政策、能力開発や職業安定・雇用対策	地域振興にかかわる産業行政全般
環境・保健・福祉	最低限の生活保障、年金	広域の公害対策、環境の維持改善、福祉・医療の基準の策定、生活保護、医療保険	社会福祉（児童福祉、高齢者福祉など）、保育所・幼稚園、生活廃棄物収集・処理、公害対策、保健所
教育・科学・文化		科学技術・学術文化の振興、対外文化交流、高等教育（大学相当以上）、教育基準の策定	小中高等学校、図書館、地域振興にかかわる文化行政全般
その他	皇室、司法、民法・商法・刑法等の基本法に関すること、国政選挙、国の統計及び記録、国家的プロジェクト	市町村間の財政格差の調整	戸籍、住民基本台帳

出所：『地域主権型道州制～国民への報告書』 p.35。

図1 国と地方の新たな歳出規模



注：数値は小数第2位を四捨五入したもので、合計値と一致しない場合がある。

出所：『地域主権型道州制～国民への報告書』 p.35。

財務省ホームページ『財政統計』（予算決算等データ）予算及び決算の分類（2）目的別分類『第22表平成9年度以降一般会計歳出 予算目的別分類総括表』（<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/zaiseitoukei/22.xls>）

総務省『平成17年度地方財政統計年報』『平成17年度都道府県別決算状況調』『平成17年度市町村別決算状況調』より筆者ら作成。

新たな役割分担に基づいて歳出配分を行うと、国の歳出が17.1兆円、道州の歳出が40.1兆円、基礎自治体の歳出が59.8兆円となる。これを国と地方の歳出割合で比較すると、現状の「国40：地方60」から「国15：地方85」となる。さらに、国・道州・基礎自治体の歳出割合は、それぞれ国14.6%、道州34.3%、基礎自治体51.1%となる。つまり、基礎自治体の歳出割合が最大となる。これは、ビジョン懇中間報告における基礎的自治体を重視する趣旨と整合的であり、地域主権型道州制が、民主党の掲げる基礎自治体中心主義と矛盾しないことが実際のデータから確認できる。

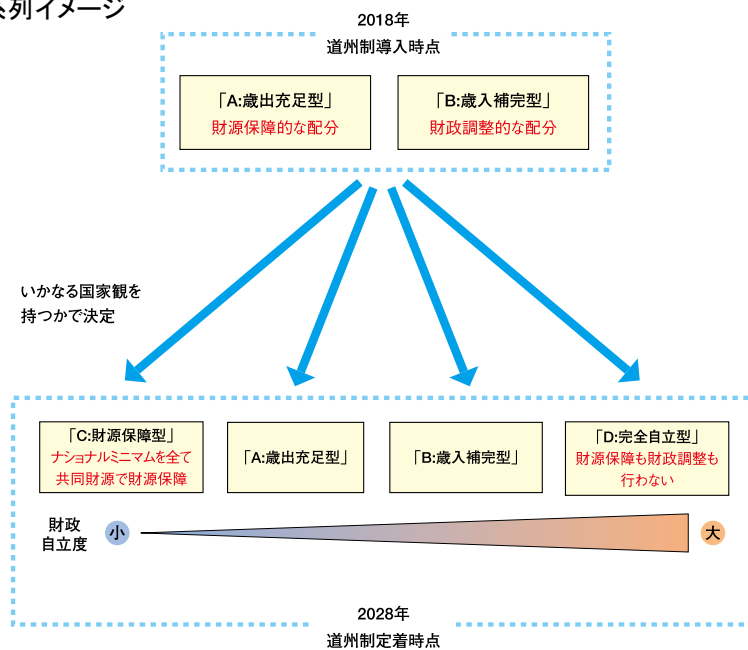
また、道州の歳出を行政分野別に確認すると、最大は交通・社会資本であり約17.7兆円となる。これは道州歳出の39.4%を占め、都道府県制からの移行により、道州は広域化によるスケールメリットを活かした社会資本整備が求められることがわかる。また、基礎自治体の歳出を行政分野別に確認すると、教育・科学・文化の歳出が最大となり約20兆円である。これは基礎自治体歳

出のうち35.5%を占め、道州制への移行により、教育・科学・文化面では、住民に身近な基礎自治体がそれらの行政サービスを提供する中心的な主体となることがわかる⁴。

4. 道州制の導入時と定着時を想定した4案（歳出充足型・歳入補完型・財源保障型・完全自立型）

税財政のあるべき姿については多様な意見があるため、ここでは道州制の導入時点をイメージした2案と、道州制の定着時点をイメージした2案の合計4つのパターンを検討した。また、道州制への合意可能性などを考えると、道州制導入時点では、現在の地方交付税制度に代わって一定の財政調整・財源保障を行う「共同財源」が必要であると考えた。そこで、16兆円規模の「共同財源」を考慮して、税財政制度を検討したのが、図2上部の「A：歳出充足型」と「B：歳入補完型」である（後述するがAとBの違いは共同財源の配分方法であり、税源配分は同じである）。

図2 税財政制度の時系列イメージ



出所：『地域主権型道州制～国民への報告書』 p.45。

4. 道府県（道州）と基礎自治体の、役割（行政分野）別の歳出規模の変化の詳細については、『地域主権型道州制～国民への報告書』 p.40～p.41を参照されたい。

さらに、道州制の定着時点での、税財政制度を検討した。それが図2の下部にあたる。

道州制が本来あるべき姿を問う場合、「共同財源」を縮小し、地域間で財源保障も財政調整も行わないような、道州ごとに財政的に自立した「D：完全自立型」が地域主権型道州制の目指す究極の姿であるといえる。しかし、ナショナルミニマムは全国的に統一すべき、保障されるべきという考え方もある。それを最大限考慮した案が「C：財源保障型」である。ナショナルミニマムにはさまざまな捉え方があるが、もっとも幅広く、福祉・保険・環境、教育・科学・文化にかかわるもの全てと捉えると、道州と基礎自治体の歳出だけで50兆円規模になる。それを「共同財源」で全て財源保障するのである。

道州制定着時点に向かっては、基本的にこれら4パターンのような税財政制度を、国民自身がいかなる国家観を持つかで、国民自身が決定していくべきであろう。

5. 道州制の税源配分の具体案

地域主権型道州制における役割分担（歳出）は2節の分析により、「国15：地方85」となることがわかった。現行税制では、地方交付税を地方の財源と考えれば概ね「国40：地方60」であるため、役割分担（歳出）に応じた税源を確保するという原則を満たすためには、大幅な国から地方への税源移譲が必要である。そこで、私たちは以下の原則にたって税源を再配分することにした。

1. 消費税は道州財源に移譲する。税源の偏在性が低く、安定収入が見込めるためである。消費税を国の社会保障財源とする議論があるが、道州制移行後、年金を除く「福祉・保健・環境」分野のほとんどが道州・基礎自治体の歳出となるので、役割分担と合わせて消費税の移譲を行う。
2. 地方税は応益性を重視する。そのため、所得税（特に、均等割部分）、資産税（固定資産税）は、基礎自治体

財源とする。

3. 国税と共同財源には、所得税（累進課税部分）、法人税（所得比例部分）をあてる。国税と共同財源で所得再分配機能や財政調整を担うためである。
4. 基礎自治体の財源を確保することを最優先とする。地域主権型道州制は「地域主権」であることが前提であり、基礎自治体が最も重視される。このため、共同財源は道州間で調整がなされるが、基礎自治体の財源へ優先して配分されることを前提としている。
5. 課税標準が重複しないように配慮する。国・道州・基礎自治体で課税標準が同一の場合、垂直的租税外部効果の発生が考えられる。このため、所得税・法人税などで課税標準が、国・道州・基礎自治体の間で同一にならないように、可能な限り配慮した。
6. 税収の安定性や地域への偏在性が生じないように、タックスミックスを考慮する。

以上の原則に加え、地域主権型道州制の実現可能性を考え、現行制度との一定の連続性に配慮した。これは、地域から見て地域主権型道州制への移行に「合意しやすい」ことが重要と考えるためである。また、道州の区割りには、第28次地方制度調査会が検討した案のうち、東京を単独州とした12道州案を採用した。

また、道州制定着時点の案も含め、共同財源の規模について以下の3つのパターンを想定し、税源配分を検討した。

①「A：歳入補完型」および「B：歳出充足型」：現行交付税程度に共同財源を確保する

国・道州・基礎自治体の各歳出割合は国14.6%、道州34.3%、基礎自治体51.1%であるが、原則として歳入比率も同率になるように税源を配分した。ただし、「地域主権型道州制」の観点から、基礎自治体の歳出に対する歳入比率が、道州や国の歳出に対する歳入比率よりも大きくなるように配慮した。

② 「C: 財源保障型」: ナショナルミニマムを全て共同財源で財源保障する

ナショナルミニマムの規模は、道州・基礎自治体歳出の「福祉・保健・環境」と「教育・科学・文化」の合計である約 50 兆円を想定した。

③ 「D: 完全自立型」: 財源保障も財政調整も行わない

共同財源の役割・規模を縮小することが従来議論の趨勢である。将来的に、道州制が定着することで地域の自立が志向されている。

それぞれの案の概要を以下のフロー図で示す。(図 3、4、5)

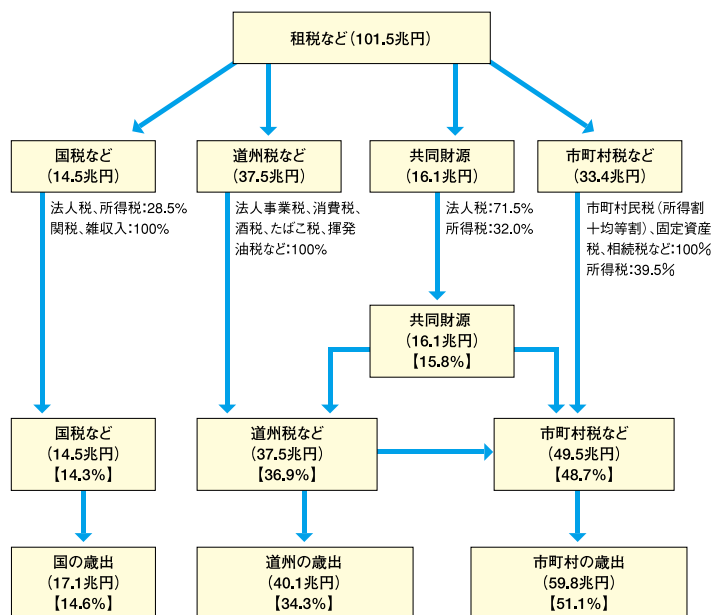
以下では、個別の案について、どのように税源を配分したのかを詳細に解説する。

まず、道州制導入時の案「A: 歳出充足型」および「B: 歳入補完型」であるが、まず消費税を地方の財源に、地

域的な偏在性の高い法人税を「共同財源」に配分した。それによって、国・地方合わせて 100 兆円程度ある租税などを、国が 15 兆円、道州が 38 兆円、基礎自治体が 33 兆円、共同財源として 16 兆円、財源として確保する。そして「共同財源」で、道州と基礎自治体の財政調整・財源保障がなされ、新たな国の歳出、道州の歳出、基礎自治体の歳出がまかなわれる。

次に、道州制定着時点の案「C: 財源保障型」であるが、この案の特徴である幅広いナショナルミニマムを全国的に保障しようとする、50 兆円規模の財源が必要となる。これを確保するためには、国・地方の法人税・所得税の大部分と、消費税の全てを共同財源に配分する必要がある。図 4 では中央の 54.3 兆円が「共同財源」である。その結果、道州や基礎自治体の固有の税収は小さくなる

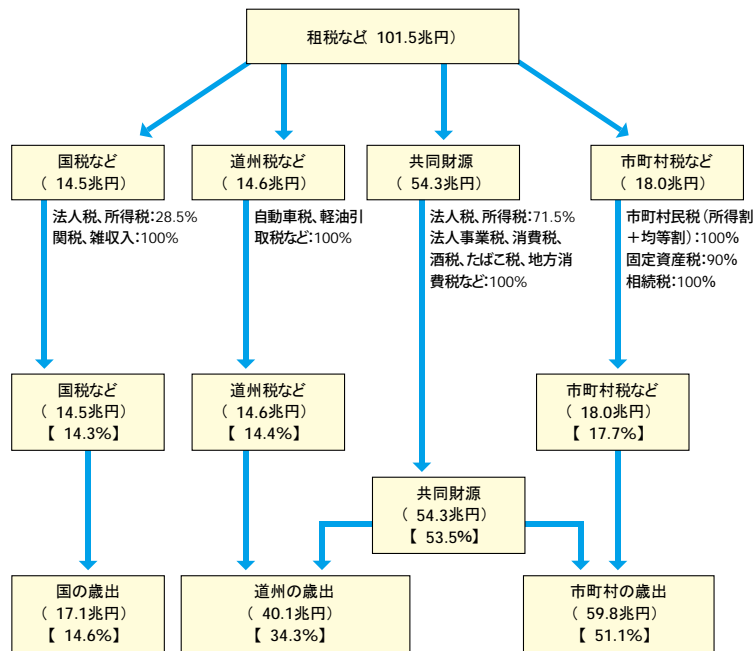
図 3 ① 「A: 歳出充足型」「B: 歳入補完型」～現行交付税程度に共同財源を確保した場合



注: 1) 【】は国・道州・市町村の総歳入(総歳出)に占める各歳入(歳出)割合を示す。
 2) 数値は小数第 2 位を四捨五入したもので、合計値と一致しない場合がある。
 3) 共同財源は市町村歳入とするが、道州単位で配分する。

出所: 『地域主権型道州制～国民への報告書』 p.61。

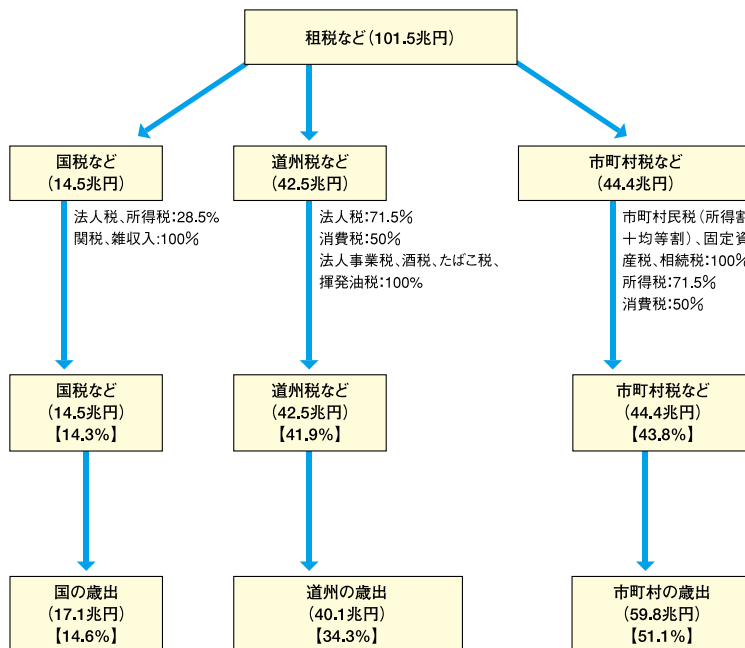
図4 ② 「C: 財源保障型」～ナショナルミニマムを全て共同財源で財源保障する場合



注：1) 【】は国・道州・市町村の総歳入（総歳出）に占める各歳入（歳出）割合を示す。
 2) 数値は小数第2位を四捨五入したもので、合計値と一致しない場合がある。
 3) 共同財源を道州や市町村歳入に繰り入れず、直接、道州・市町村歳出に充てているのは、ナショナルミニマムを全て共同財源で財源保障するためである。

出所：『地域主権型道州制～国民への報告書』p.61。

図5 ③ 「D: 完全自立型」～財源保障も財政調整も行わない場合



注：1) 【】は国・道州・市町村の総歳入（総歳出）に占める各歳入（歳出）割合を示す。
 2) 数値は小数第2位を四捨五入したもので、合計値と一致しない場合がある。

出所：『地域主権型道州制～国民への報告書』p.63。

が、全国的に幅広いナショナルミニマムが確保されるかたちとなる。

最後に、道州制定着時点の案「D：完全自立型」であるが、現行の国の法人税・所得税分は国に残すが、その他の大部分を道州・基礎自治体に配分し、消費税は道州と基礎自治体で均等に配置した。また、「共同財源」を設けない分、個人所得に関する税は基礎自治体、法人に関する税は道州に配分する。これで国税は15兆円、道州税は43兆円、基礎自治体税は44兆円程度となる。

各案を歳出と歳入の観点から、国・道州・基礎自治体で比較したものが、表2である。

道州制導入時点のイメージであるA案とB案の「①現行交付税程度に共同財源を確保した場合」においては、歳出が「国15：地方85」であったのに対して、歳入においても「国15：地方85」が実現することがわかる。さらに、共同財源を基礎自治体財源と考えると、歳出に占める歳入の割合が、道州で9割、基礎自治体で8割を超えることがわかる。

また、道州制定着時点のC案の「②ナショナルミニマムをすべて共同財源で財源保障する場合」は、基礎自

治体でほぼ100%となることがわかる。逆に、D案の「③財源保障も財政調整も行わない場合」では、道州で100%を超えることがわかる。

6. 「共同財源」を考慮した道州格差

共同財源を創設する場合の「A：歳出充足型」と「B：歳入補完型」、そして「C：財源保障型」の税財政においては、共同財源の配分方法によって各道州の歳入規模に違いが生まれる。

そこで、以下の方法で共同財源の配分案を作成した。

「A：歳出充足型」

標準的な道州・基礎自治体事務と新たに国から移譲される事務を行えるよう、共同財源から各道州に配分する。現行の地方交付税の考え方に近い。

「B：歳入補完型」

標準的な道州・基礎自治体事務の財源を保障した後、客観的な指標（人口と面積）に基づき配分する。ここでは共同財源を人口6面積4の基準で分けた上で、それぞれの指標で配分する。

表2 財源配分方法における3パターンの比較

(単位：兆円)

配分方法	①現行交付税程度に共同財源を確保した場合				②ナショナルミニマムを全て共同財源で財源保障する場合					③財源保障も財政調整も行わない場合		
	国	道州	市町村	市町村+共同財源	国	道州	道州+共同財源	市町村	市町村+共同財源	国	道州	市町村
歳入合計(B)	14.5	37.5	33.4	49.5	14.5	14.6	28.2	18.0	58.7	14.5	42.5	44.4
歳出合計(A)	17.1	40.1	59.8		17.1	40.1		59.8		17.1	40.1	59.8
(B)/(A) × 100	85.0%	93.4%	55.8%	82.7%	85.0%	36.5%	70.3%	30.1%	98.2%	85.0%	106.0%	74.3%

注：1) ①の場合では、共同財源をすべて市町村歳入とした場合を例示している。

2) ②の場合では、共同財源のうち1/4を道州に、3/4を市町村歳入に含んだ場合を例示している。

3) 数値は小数第2位を四捨五入したもので、合計値と一致しない場合がある。

出所：『地域主権型道州制～国民への報告書』p.56。

図 6 「A: 歳出充足型」 配分による一人当たり歳入の変化

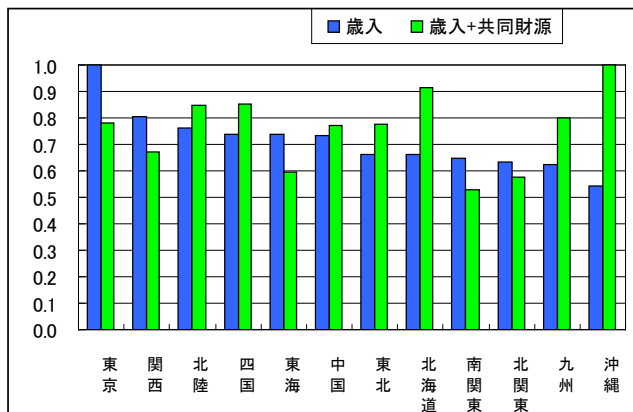
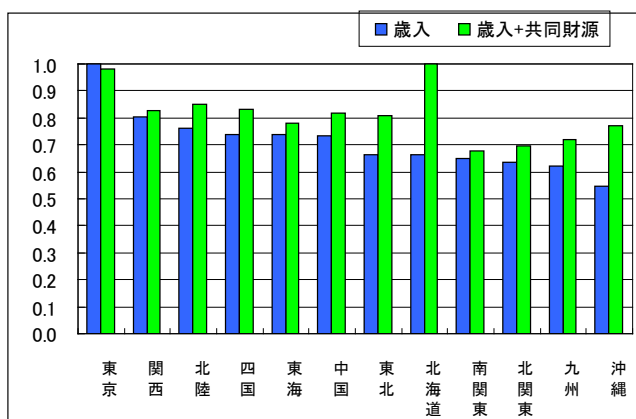


図 7 「B: 歳入補完型」 配分による一人当たり歳入の変化



出所:『地域主権型道州制～国民への報告書』pp.58－59より筆者作成。

「C: 財源保障型」

ナショナルミニマムを全て共同財源で財源保障する。具体的には、道州・基礎自治体における「福祉・保健・環境」「教育・科学・文化」の歳出全てをナショナルミニマムとみなし、それらを充足するように配分する。

以上のような共同財源の配分方法ごとに、道州間の格差をどの程度縮小するかを検証した。用いた指標は一人当たり歳入であり、道州格差の変化を図示したものが

図 6、7、8 である。

まず、「A：歳出充足型」だが、共同財源の配分前は、最大が東京で、最小の沖縄はその約 6 割となっている。共同財源の配分後では、一人当たり歳入は最大が沖縄になり、北関東、南関東、東海がその 6 割に満たない(図 6)。

次に、「B：歳入補完型」だが、共同財源の配分前は A 案と同様だが、共同財源の配分後は、一人当たり歳入最大の北海道に対して、最小の南関東がその約 7 割となる。よって、配分後の道州格差が A 案に比べてやや縮小することがわかる(図 7)。

図8 「C: 財源保障型」 配分による一人当たり歳入の変化

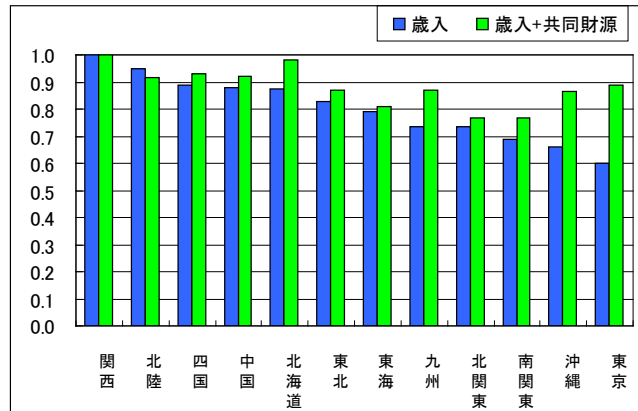
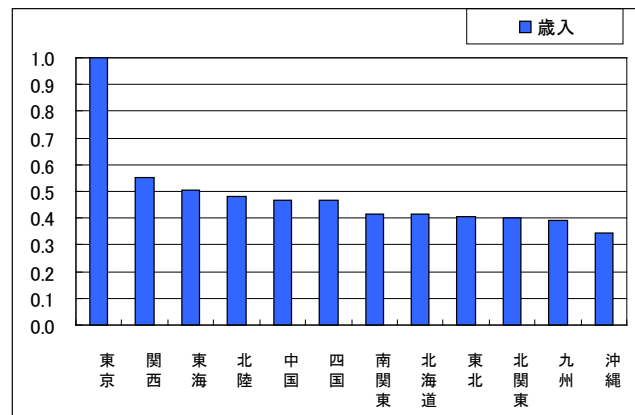


図9 「D: 完全自立型」 による一人当たり歳入の格差



出所：『地域主権型道州制～国民への報告書』 p.60,54 より筆者作成。

最後に「C：財源保障型」だが、共同財源の配分前、一人当たり歳入は関西が最大で、最小の東京でその約6割となっている。ただし、共同財源の配分後は、最小の北関東、南関東でも約8割となり道州格差が大きく縮小することがわかる（図8）。

なお、道州制定着時に向けて共同財源を縮小・廃止した場合の「D：完全自立型」での一人当たり歳入は、最大の東京に対して、二番目の関西で6割に満たず、最小の沖縄で3割強となり、道州格差が他の案と比較して非常に大きくなる（図9）。

以上の案の特徴をまとめよう。一人当たり歳入から確認すると、「C：財源保障型」が最も道州間の格差が小さくなるのがわかる。しかしながら、C案は幅広いナショナルミニマムを全て「共同財源」で賄う仕組みであり、財政格差は小さいが各道州の裁量の余地が最も小さく、自立性は低い財政制度である。一方、「D：完全自立型」では、一人当たり歳入は沖縄が東京の3割程度であり、道州格差は相当大きくなる。

繰り返しになるが、道州制定着時点に向かっては、基本的にこれら4パターンのような税財政制度を、国民

自身がいかなる国家観を持つかで、国民的な議論をふまえて決定していくべきであろう。

7. おわりに

道州制移行によって、国と地方の歳出割合は「40 : 60」から「15 : 85」になるとともに、国と地方の歳入割合も「60 : 40」から「15 : 85」となる。地方のウェイトが歳入・歳出とも飛躍的に高まることになるが、国全体の単年度フロー収支に関しては、以下のようにまとめられる。

①歳入：83兆円（税金）+18兆円（諸収入など）= 101兆円

②歳出：約118兆円（現行水準）

③重複行政解消による削減効果：約14兆円⁵

財政収支=①101兆円－（②118兆円－③14兆円）＝約3兆円の赤字

財政収支は3兆円の赤字であるが、これはEUの財政均衡ルール⁶に照らせば許容される範囲内である。すなわち、道州制移行による重複行政の解消を加味すれば、地域主権型道州制において、税財政の大胆な組み換えを行っても、フローの面からは持続可能な制度設計とすることが可能なのである。

なお、本稿の分析はストック面の公債費と公債発行を除外して検討している。一般歳出の中で公債費をどう取扱うべきかについては、長期債務の問題と関連することから、本稿での道州制移行後のフローの歳出配分を検討する段階では検討対象から外した。近年、国の長期債務をどのように考えるかが、道州制を検討する際においても課題とされることは私たちも承知している。この点については『地域主権型道州制～国民への報告書』（p.66～p.77）で検討したが、国の長期債務問題は、国による中長期的なプライマリーバランス黒字化と適切な経済成長で対応すべき問題であり、引き続き国の役割とすべ

きである。すなわち、長期債務問題と道州制移行については別の問題であるといえるだろう。

現在、政府の地方分権改革に関する検討は、地域主権戦略会議でなされている。しかし、平成25年までの工程が示された「原口プラン」では、地域の自主性を高めるために最も重要な課題である地方税財源について、「充実強化」と「充実確保」という記述にとどまっている。また、いま実際に検討されているのは「ひもつき補助金の一括交付金化」である。それは、地方の依存財源を国がどの程度、どのように地方に配るのかというもので、地域の自立を促すような税財源の移譲について、未だ踏み込んだ検討は行われていない。

本案で示したように、地域主権という考え方に立てば、地方が果たすべき役割は非常に大きくなる。「役割に応じた税財源を確保する」という観点からすれば、地方財源の確保の方策としての「一括交付金化」にとどまらず、国と地方の果たすべき役割を明確にし、役割に応じて国と地方の税財源配分を再構築することが必要なのである。本案をひとつの手がかりとして議論が進むことを期待したい。

©PHP Research Institute, Inc. 2010

5. NPO 法人地方自立政策研究所役割分担明確化研究会、穂坂邦夫（2008）『地方自治自立へのシナリオ—国と地方を救う「役割分担明確化」の視点』東洋経済新報社「役割分担明確化研究会」の試算より。

6. EU の財政均衡ルールは財政収支の赤字が GDP 比 3%以内である。

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ <small>宮下量久</small> 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 <small>金子将史</small> 主任研究員 金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か <small>金子将史</small> 主任研究員 金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 <small>中島興世</small> 前・恵庭市長／「子育てと教育を考える首長の会」事務局長 中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す <small>南学</small> コンサルティング・フェロー／横浜市立大学教授・エクステンションセンター長 南学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国国防見直し：QDR 2010」を読む <small>金子将史</small> 主任研究員 金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ <small>穂坂邦夫</small> コンサルティング・フェロー／前・志木市長 穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ <small>亀田 徹</small> ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～ 主任研究員 亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 <small>島川 崇</small> コンサルティング・フェロー／東洋大学准教授 島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ <small>細川昌彦</small> コンサルティング・フェロー／中部大学教授 細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢 <small>前田宏子</small> 主任研究員 前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず <small>永久寿夫</small> 常務取締役 永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題 <small>金子将史</small> 主任研究員 金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 <small>宮下量久</small> ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～ 研究員 宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 <small>亀田 徹</small> ～憲法第 89 条の改正試案～ 主任研究員 亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助 <small>前田宏子</small> 研究員 前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー <small>金子将史</small> 主任研究員 金子将史

Date/No.	分野	タイトル・著者
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか 主任研究員 金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 －廃止をタブー視するな－ 主任研究員 佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！ 主席研究員 荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案 主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果 客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント 主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 －PHP「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－ 研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～ 主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導くPHP総合研究所の政策提言 主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる 代表取締役社長 江口克彦

『PHP Policy Review』

Web誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や国内外の研究者の方々の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

グローバリズムの急展開、BRICS諸国の台頭、エネルギー資源の高騰、金融市場の混乱、絶え間なく続くテロや地域紛争など、21世紀の世界は混迷を極めています。国内に眼を転じれば、少子高齢化社会、増え続ける公的債務、東京一極集中、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積です。

これらの問題の多くは、従来からの発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智恵が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』 (Vol. 4-No. 29)

2010年5月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 株式会社PHP総合研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町21番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

株式会社PHP総合研究所とは

1946年に設立された独立の民間シンクタンク。創設者の松下幸之助の願いであるPHP（Peace and Happiness through Prosperity：繁栄によって平和と幸福を）の実現に向けた研究活動に取り組んでいる。

これまで「学校教育活性化のための七つの提言」、「2010年 日本への提言－総合的で重層的な安全保障－」、「地域主権型道州制」、「日本の対中総合戦略」やマニフェスト検証など、多くの研究・提言を発表してきた。

メールマガジン登録のご案内

株式会社PHP総合研究所の最新情報をお届けします。

- ・政策研究、提言
- ・論文
- ・コラム

メールマガジンの配信をご希望の方は

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

へアクセス後、ご登録下さい。